

件名	住所変更等の手続き		手続き窓口	問合せ先
	要・不要	手続きの方法等	各機関の管轄は9ページをごらんください	県庁・県警本部へのお問合せは各代表電話番号へお願いします
一般廃棄物処理施設設置許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は許可を受けた保健福祉環境事務所で手続きを行うことができます。	保健福祉環境事務所環境課	環境部廃棄物対策課 施設第一係
簡易専用水道の設置届出をされている方	要	届出事項の変更が生じた場合は届出が必要です。	施設所在地を管轄する 保健福祉環境事務所環境課	環境部水道整備室 指導係
特定非営利活動法人の設立認証を受けている団体	要	合併後速やかに定款変更届出書を提出してください。	生活労働部生活文化課	生活労働部生活文化課 県民活動支援係
特定非営利活動法人の役員の方	要	合併後速やかに役員変更等届出書を提出してください。		
事業協同組合等の定款の変更の届出	要	事業協同組合等の定款に記載されている地区、事務所の所在地については、定款変更の手続きが必要となります。	商工部商工政策課 久留米商工事務所	商工部商工政策課 組織・情報係
大規模小売店舗立地法の届出	要	手続きが必要な場合がありますので、お問合せください。	久留米商工事務所	商工部商業・地域経済課 物産・商業調整係
電気工事登録業者の登録を受けている方	要	合併後、30日以内に住所変更の手続きを行ってください。	商工部工業保安課	商工部工業保安課 高圧ガス電気係
農業協同組合の定款変更認可	要	組合の地区について定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。	農政部農業経済課	農政部農業経済課 農協指導係
農事組合法人の定款の変更の届出	要	法人の地区についての定款変更を行い、届出を行う必要があります。	法人の所在地を所管する 県農林事務所	
農業共済組合の定款変更認可	要	組合の地区について定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。	農政部農業経済課	
飼料又は飼料添加物製造業者、輸入業者、販売業者の届出をされている方	要	合併後、1か月以内に住所変更の手続きを行ってください。	本社所在地を所管する 農林事務所農政課又は 園芸畜産課	農政部畜産課 環境飼育係
家畜商免許の交付を受けている方	要	合併後すみやかに登録変更申請及び免許証書き換え交付申請の手続きを行ってください。	住所地を所管する 農林事務所農政課又は 園芸畜産課の畜産係	農政部畜産課流通係
林業・木材産業改善資金借用証書記載事項の変更承認	要	借受人及び保証人の住所の変更について、変更承認申請書の提出が必要です。	水産林務部林政課	水産林務部林政課 団体指導係
林業種苗法の規定による生産事業者の登録を受けている方	要	合併に伴う登録証の住所変更の手続きが必要です。(手数料有料)	水産林務部緑化推進課、 管轄の農林事務所林務課	水産林務部緑化推進課 造林係
林業種苗法の規定による配布事業者の届出を行っている方	要	合併に伴う住所変更の手続きが必要です。		
漁業協同組合の定款変更認可	要	組合の地区及び事務所の所在地について、定款を変更する必要があるため、定款変更認可申請を行う必要があります。	水産林務部漁政課	水産林務部漁政課 団体指導係

※県へのお問合せは、下記代表電話番号へお願いします。(番号の記載がない場合)

福岡県庁:代表(092)651-1111

福岡県警察本部:代表(092)641-4141